

平成25年度品質管理委員会活動に関する勧告書

品質管理委員会
委員長 関根愛子 殿

平成26年6月10日
品質管理審議会
審議会長 増田宏一

当審議会は、会則第137条の2第3項第一号に基づき、貴委員会から平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の活動状況の報告を受け、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会が、品質管理委員会において適切に運営されているかどうかについて検討・評価を行った。

その結果、当協会品質管理委員会は、制度の趣旨・当審議会からの勧告等を踏まえて品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の適切な運営を行うことにより、その成果を挙げていると認められるが、当審議会は、監査の品質管理のシステムの更なる質的向上を図るため、下記のとおり勧告する。

記

勧告事項1. 「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」の「提言」の確実な実行

当審議会の昨年6月14日付「平成24年度品質管理委員会活動に関する勧告書」において「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」の「提言」を具体化して確実な実行を図りたい旨の勧告を行ったが、これに対し当協会は「品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチーム」を設置し広く制度改正についての意見募集を行った上で具体化の検討を行い本年の定期総会で会則・規則の改正を行う予定としている。会則・規則の改正後は、その確実な実行を図りたい。なお、同プロジェクトチームからは、(1)上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設けること及び(2)協会全体の自主規制のあり方については継続審議とした旨の報告を受けている。これら継続審議となっている項目については、今後具体化について引き続き検討されたい。

勧告事項2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知活動

(1) 品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームによる今回の改正の実行に伴う、会員への新制度の周知徹底と円滑な移行

今回の制度改正は、品質管理レビューの対象を公認会計士法第2条第1項の業務全てに拡大しており、今まで品質管理レビューを受けた経験の無い会員も対象となる。また、品質管理レビューの種類も通常レビュー、特別レビューと複数となり複雑なものとなることから、会員への周知と理解を徹底しなければ混乱が生ずることが予想される。

会員への会則・規則の変更の周知徹底を図り、実施に当たって混乱を招かないようにされたい。

(2) 日本公認会計士協会の自主規制としての品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動

公認会計士監査の利用者である上場会社等に品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に対する理解が無ければ、制度の円滑な運用並びに実効を高めることは困難である。公認会計士監査の利用者に対し、協会の自主規制制度周知の活動を積極的にを行い、監査に対する社会的信頼の向上に努められたい。

報告事項 3. 監査事務所の品質管理体制の整備・運用に関する対応状況の確認

(1) 監査における不正リスク対応基準への対応状況

「監査における不正リスク対応基準」が設定され、監査現場ではその対応が始まり、監査業界としての適切な対応が資本市場関係者から期待されているところである。新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書も同基準の設定に沿った改正がなされている。個別の監査業務の品質管理レビューとしては、平成26年度からのレビュー事項となるので監査事務所の同基準の理解と対応状況を確認し、不十分な点があれば、同基準の内容を指導されたい。

(2) 個別業務における新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等への対応状況の確認

平成24年4月1日以降開始した事業年度の監査から、新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書が全面的に適用されている。平成26年度の品質管理レビューでは、対応状況を確認し、当該報告書の順守状況に関して適切な指導を実施されたい。

(3) 報酬依存度のセーフガードの適用状況

「独立性に関する指針」では、監査事務所の報酬に関して、大会社等である依頼人に対する報酬の依存度が2期連続して15%を超えている場合、監査事務所が妥当と判断したセーフガードの適用を求めている。平成26年度の品質管理レビューでは、セーフガードが必要な監査事務所については当該セーフガードの適用状況を確認し、不十分な点があれば、適切な指導を実施されたい。

(4) 会計上の見積りの監査

平成25年度の品質管理レビューを実施した結果、会計上の見積りの監査については比較的多くの改善勧告が行われている。このため、会計上の見積りの監査の内、改善勧告数が多い「滞留債権(貸倒引当金)、固定資産の減損会計、繰延税金資産」、及び重要な改善勧告がなされている「関係会社株式の減損」を重点的に確認し、不十分な点があれば、適切な指導を実施されたい。

以 上